

特別管理産業廃棄物処分業許可証

山形県最上郡最上町大字東法田928番地
 株式会社 最上クリーンセンター
 代表取締役 大場千佳子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 平成27年12月27日

許可の有効年月日 平成34年12月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

記号	処分方法	記号	処分方法	記号	処分方法
C	焼却処分				
W	溶融処分				

(2) 処分の方法ごとに区分した取り扱う産業廃棄物の種類

(別表1のとおり)

2 事業の用に供するすべての施設

1	施設の種類	産業廃棄物の焼却施設	
	設置場所	山形県最上郡最上町大字東法田928-418	
	設置年月日	平成15年3月18日	
	処理能力	廃プラスチック類: 61.4トン/日(24時間)	産業廃棄物: 78トン/日(24時間)
		廃石綿の溶融: 0.3トン/時	
	許可年月日	平成17年8月29日	
	許可番号	第208-54号	

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年12月27日 許可
 平成22年12月27日 許可の更新
 平成23年8月3日 事業範囲の変更許可
 平成27年12月27日 許可の更新、優良認定

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

—有—・(無)

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈																		
			枝番	a	b	c	d	e	f	g	h										
1	令第1号	C																			
2	令第2号																				
3	令第3号																				
4	令第4号	C																			
5イ	令第5号イ																				
5ロ	令第5号ロ																				
5ハ	令第5号ハ																				
5へ	令第5号へ	W																			
5	令第5号ニ、ホ及びト～ン		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h										
			枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥									
			1	アルキル水銀化合物																	
			2	水銀又はその化合物																	
			3	カドミウム又はその化合物																	
			4	鉛又はその化合物	W						W	W									
			5	有機燐化合物																	
			6	六価クロム化合物	W						W	W									
			7	砒素又はその化合物																	
			8	シアン化合物																	
			9	PCB																	
			10	トリクロロエチレン																	
			11	テトラクロロエチレン																	
			12	ジクロロメタン																	
			13	四塩化炭素																	
			14	1, 2-ジクロロエタン																	
			15	1, 1-ジクロロエチレン																	
			16	シス-1, 2-ジクロロエチレン																	
			17	1, 1, 1-トリクロロエタン																	
			18	1, 1, 2-トリクロロエタン																	
			19	1, 3-ジクロロプロペン																	
			20	チウラム																	
			21	シマジン																	
			22	チオベンカルブ																	
			23	ベンゼン																	
			24	セレン又はその化合物																	
			25	1, 4-ジオキサン																	
			26	ダイオキシン類	W	W						W									
			27																		
			28																		
			29																		
			30																		
6	令第6号																				
7	令第7号																				
8	令第8号																				
9	令第9号																				
10																					
11																					

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号の意
 【注2】表中の「 」は、取り扱えないことを示す
 【注3】表中のアルファベットは、処分方法を示す。例えば、「事業の区分」において、「記号」に「A 中間処理(中和)」とある場合、別表1の番号3(令第3号)の「取扱」欄に「A」とあれば、「中間処理(中和)：廃アルカリ(水素イオン濃度(pH)12.5以上のもの)」の意。